

開東社会保険ニュース

No.110

平成 19 年 9 月

雇用保険の改正について

行政改革推進法に対応し本年 4 月 1 日に雇用保険制度の改正が行われています。
平成 19 年 10 月は失業等給付などに関する重要な制度改正が実施されますので、
以下のとおりご案内申し上げます。従業員の皆様(雇用保険の被保険者)にもご周知下
さいますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

(1) 失業給付の受給資格要件の変更

現在は、週所定労働時間が 30 時間以上で就労している方については、離職前に被保険者
期間が 6 ヶ月以上あれば失業給付が受給できますが、平成 19 年 10 月 1 日以降に退職された
方より以下のとおり変更となります。

また、週 20 時間以上 30 時間未満で就労している短時間就労者 についても受給資格要件が
同一となります。

失業給付の受給資格要件	
現 行	週所定労働時間が 30 時間以上の被保険者 離職前 1 年間に被保険者期間(1 ヶ月間の賃金支払対象となった日が 14 日以上 ある月)が通算して 6 ヶ月以上あること 週所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の短時間被保険者 離職前 2 年間に被保険者期間(1 ヶ月間の賃金支払対象となった日が 11 日以上 ある月)が通算して 12 ヶ月以上あること



改正後	週所定労働時間の長短に関わらず退職理由により、以下のとおり要件が一本化 されます。 (ア)自己都合退職 による離職の場合 離職前 2 年間に被保険者期間(1 ヶ月間の賃金支払対象となった日が 11 日 以上ある月)が通算して 12 ヶ月以上あること (イ)解雇・倒産等 による離職の場合 離職前 1 年間に被保険者期間(1 ヶ月間の賃金支払対象となった日が 11 日 以上ある月)が通算して 6 ヶ月以上あること
-----	---

【参考】 週 20 時間以上 30 時間未満で就労している短時間就労者

パート・アルバイト等短い時間で働く方など、同一の事業所で雇用される通常の労働者より
1 週間あたりの所定労働時間が短く、かつ 40 時間未満である方は・・・

- 1 週間の所定労働時間が 30 時間未満の方で、労働時間、賃金その他
の労働条件が就業規則、雇用契約書等に明確に定められている
かつ、
次のいずれにも該当する
イ. 1 週間あたりの所定労働時間が 20 時間以上であること
ロ. 1 年以上引き続き雇用されることが見込まれること

場合に限り、雇用保険の被保険者となります。



(2) 育児休業給付の改正

育児休業給付の給付率の変更

平成 19 年 3 月 31 日以降に職場復帰された方から平成 22 年 3 月 31 日までに育児休業を開始された方については、育児休業給付の職場復帰給付金の支給率が 10% から 20% に引き上げられます。

	給付の種類	給付額	給付率
現 行	育児休業 基本給付金	休業開始時賃金日額 × 休業日数 × 30%	40%
	育児休業者 職場復帰給付金	休業開始時賃金日額 × 休業日数 × 10%	



改正後	育児休業 基本給付金	変更なし	50%
	育児休業者 職場復帰給付金	休業開始時賃金日額 × 休業日数 × 20%	

育児休業給付と失業給付との調整

失業給付は、離職前の「被保険者期間」に応じて所定給付日数が決定されますが、この被保険者期間の算定に当たって、現行では算定に含めている「育児休業基本給付の支給を受けた期間」は、平成 19 年 10 月 1 日以降に育児休業を開始された方より、離職前の被保険者期間からは除くことになります。

(3) 教育訓練給付の受給要件の緩和

教育訓練給付とは、被保険者又は退職後 1 年以内の被保険者であった者が、厚生労働大臣が指定する「職業に関する教育訓練」を受け、これを終了した場合に受講費用の一部が支給されるものですが、この受給要件が当分の間、緩和されます。

平成 19 年 10 月 1 日以降に指定講座の受講を開始された方より対象となります。

	支給要件	支給率	上限額
現 行	被保険者期間 3 年以上 5 年未満	20%	10 万円
	被保険者期間 5 年以上	40%	20 万円



改正後	被保険者期間 3 年以上 (初回に限り 1 年以上で受給可能)	20%	10 万円
-----	------------------------------------	-----	-------

ご質問・ご相談は 社会保険労務士法人 開東(かいとう)社会保険労務事務所
 〒160-0023 新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 8 階
 TEL 03-3369-7411/8411 FAX 03-3369-2711
 ホームページ <http://www.kaito-sr.com> メールアドレス info@kaito-sr.com